

事業所等での事故について

○事業所内で事故が生じた場合、指定権者（県）に報告を行ってください！

令和7年度 事業所指導・人材確保係による事業所への緊急臨場回数：**26件** ※R8.1末時点

（令和7年度に発生した事故例）

- ・事業所の浴室において、利用者が死亡していた（共同生活援助）
- ・利用者が事業所から無断離脱し、行方がわからなくなった（放デイ、生活介護 等）
- ・サービス利用中に近隣商業施設において盗食行為を行った（共同生活援助 等）
- ・施設職員が利用者に対して不適切な行為を行った（生活介護 等）

【報告要否の判断の目安】

※あくまでも目安のため、「迷ったら一報」をお願いします。

- ① 刑事事件に発展しうるものであるか（利用者・職員を問わず刑法に抵触する可能性のある行為）
- ② 利用者の生命や財産に影響を与えうるものか
- ③ 施設の責任において、補償等を行うべき事案であるか
- ④ ①以外で、警察への通報を要した事案であるか

「報告が必要かどうか」の問い合わせは不要です。

軽微な報告についてはメール、重篤な事故については取り急ぎの電話連絡をお願いします。

【事故発生時の連絡先】

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課 事業所指導・人材確保係

電話番号：077-528-3544

メー ル：ec0002@pref.shiga.lg.jp